

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の計画届の提出期限・支給申請期限について

令和6年能登半島地震の災害に伴う経済上の理由により休業、教育訓練（以下「休業等」）または出向を行う場合の計画届の提出及び支給申請については以下の取扱いとしています。

原則通りの提出が困難なやむを得ない事情がある場合は、事前に管轄の都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

令和6年4月1日以降の原則的な取扱い

計画届の提出期限

通常、助成対象となる休業等または出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和6年能登半島地震に伴う特例措置として、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなすこととしています。

そのため、令和6年4月1日以降に休業等または出向を実施する場合は、原則として事前（※）に計画届を提出する必要があります。

（※）休業等実施計画届：各支給対象期間における休業等実施の初日の前日まで
出向実施計画届：各支給対象期の初日の前日まで

支給申請期限

支給対象期間（出向の場合は支給対象期）の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請を行う必要があります。

やむを得ない事情がある場合の取扱い

計画届の提出及び支給申請について、当該期日までに提出できないやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過する日までに提出することが可能です。

また、地震の影響により必要書類の提出が困難な場合には疎明書による代替が可能です。

令和6年能登半島地震に伴う特例措置や支給要件等の詳細についてはガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>）や、管轄の都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

ガイドブック

